

付 議 第 5 号

高知県教育委員会事務局及び教育機関 処務規程の一部を改正する訓令議案

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令の概要

1 改正の目的

この訓令は、平成22年4月の組織改編に合わせて、職の改廃、及びそれに伴う代決権限の整理等、所要の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 課内室長の廃止に伴う「課長補佐等」の定義の見直し
- (2) 教育企画監の廃止、課長補佐を置かない課の設置に伴う代決権限の整理
- (3) 知事部局の課の名称変更に伴う改正
会計指導課→会計管理課

3 施行期日

平成22年4月1日

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 22 年 3 月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会訓令第 号

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する規則

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成 14 年 3 月高知県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 15 号中「、課の内部組織である室の長（第 5 条において「課内室長」という。）」を削る。

第 5 条の表本局の課長の項中

「

教育企画監、企画監及び副参事（担当する事務に限る。）	課長補佐	
課長補佐等（課内室長及び専門企画員にあつては、担当する事務に限る。）		

」

を
「

企画監及び副参事（担当する事務に限る。）	課長補佐	
課長補佐等（課内室長及び専門企画員にあつては、担当する事務に限る。）		
課長補佐等を置かない課においては、課長が指定する一の職員		

」

に改める。

別表総括の検査、監査等の関係の項中

「

3 会計指導課の事務指導の関係 5 年	
---------------------	--

」

を

「

3 会計管理課の事務指導の関係 5 年	
---------------------	--

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

新　　旧　　対　　照　　表

新　　　　　　旧

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程(抜粋)

第1章 総則

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(14) 略

(15) 課長補佐等 課長補佐及び専門企画員をいう。

➡ (16)・(17) 略

第2章 事務の専決及び代決

(代決)

第5条 決裁等を受ける場合において、次の表の左欄に掲げる決裁権者等が不在のときは、同表の右欄に掲げる職にある者が、それぞれの順位により代決することができる。この場合において、教育次長が2人以上いるときは、教育長が定めた順序又は方法による。

決裁権者		代決権者		
		第1順位	第2順位	第3順位
本局	教育長	略	略	
	教育次長	略		

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程(抜粋)

第1章 総則

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(14) 略

(15) 課長補佐等 課長補佐、課の内部組織である室の長(第5条において「課内室長」という。)及び専門企画員をいう。

(16)・(17) 略

第2章 事務の専決及び代決

(代決)

第5条 決裁等を受ける場合において、次の表の左欄に掲げる決裁権者等が不在のときは、同表の右欄に掲げる職にある者が、それぞれの順位により代決することができる。この場合において、教育次長が2人以上いるときは、教育長が定めた順序又は方法による。

決裁権者		代決権者		
		第1順位	第2順位	第3順位
本局	教育長	略	略	
	教育次長	略		

	課長	企画監及び副参事(担当する事務に限る。)	課長 補佐	
	課長補佐等(専門企画員にあっては、担当する事務に限る。)			
	課長補佐等を置かない課においては、課長が指定する一の職員			
事務所	略	略	略	略
教育機関	略	略	略	略

	課長	教育企画監、企画監及び副参事(担当する事務に限る。)	課長 補佐	
	課長補佐等(課内室長及び専門企画員にあっては、担当する事務に限る。)			
事務所	略	略	略	略
教育機関	略	略	略	略

別表(第12条関係)

公文書保存期間区分表

51

区分	公文書の内容又は形式の別	保存期間	
		主管 (固有) 事務	主管外 (共通) 事務
総括	略	略	略
検査、監査等の関係	1 会計検査院の検査の関係	5年	1年
	2 監査委員の監査の関係	5年	1年
	3 会計管理課の事務指導の関係	5年	
	4 その他事務指導監査等の関係	5年	1年
	公文書収発記録票又は簿冊	1年	
	各種補助簿冊(会計に関するものを除く。)	1年	
略	略	略	略

別表(第12条関係)

公文書保存期間区分表

区分	公文書の内容又は形式の別	保存期間	
		主管 (固有) 事務	主管外 (共通) 事務
総括	略	略	略
検査、監査等の関係	1 会計検査院の検査の関係	5年	1年
	2 監査委員の監査の関係	5年	1年
	3 会計指導課の事務指導の関係	5年	
	4 その他事務指導監査等の関係	5年	1年
	公文書収発記録票又は簿冊	1年	
	各種補助簿冊(会計に関するものを除く。)	1年	
略	略	略	略